

長岡市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市和島B&G海洋センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市B&G海洋センター条例（平成17年長岡市条例第79号）第10条第2項の規定により告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

1 供用期間

7月1日から8月31日まで

2 開場時間

(1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び7月25日から8月31日まで

午前9時から午後9時まで

(2) その他の期間 午後6時から午後9時まで

3 休館日

無休

4 供用期間、開場時間及び休館日を定める期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで